

栃木県県有建築物長寿命化工事実施計画について

1 趣旨

「栃木県公共施設等総合管理基本方針」に基づき庁舎等の長寿命化を推進していくため、「栃木県県有建築物長寿命化工事実施計画」を定め、計画的な予防保全工事（以下「長寿命化工事」という。）を実施するもの。

2 計画の位置付け

県有建築物の個別施設計画である「栃木県県有財産総合利活用推進計画（第2期）」に基づき、「栃木県県有建築物長寿命化工事実施計画」を長寿命化工事の実行計画（県立学校、県営住宅を除く）として位置付けるもの。

【国】（基本計画）	【栃木県】（行動計画）	【栃木県】（個別施設計画）
公共施設等 （建築物及びインフラ）	公共施設等 （建築物及びインフラ）	建築物
インフラ 長寿命化基本計画	栃木県公共施設等 総管理基本方針	栃木県県有財産総合利活用推進計画（第2期）（最適化、利活用、長寿命化） 栃木県県有建築物長寿命化実施方針（長寿命化） 栃木県県有建築物長寿命化工事実施計画（庁舎等）（長寿命化）

3 計画期間

令和3（2021）年度から令和7（2025）年度までの5年間

4 事業規模

5年間で総額125億円程度（警察本部庁舎を除く）

5 対象建築物

計画保全対象建築物（県立学校、県営住宅を除く）166棟のうち、36棟程度

6 対象工事

重点管理部材*の劣化の度合いのほか、安全性、効率性等を総合的に考慮し、優先順位の高い箇所から順次実施する。

*〔屋根・防水、外壁、受変電設備、自家発電設備、空気調和設備、昇降機、給排水衛生設備、消火設備等〕

7 留意事項

- (1) 定期的実施する劣化度診断の結果により、適宜計画の見直しを行う。
- (2) 具体的な事業箇所については、毎年度の予算編成時に決定する。